

# 第1回農業資材審議会農薬分科会

農林水産省生産局  
第1回 農業資材審議会農薬分科会

日時:平成13年3月21日(水)  
会場:蔵前工業会館 702・703 会議室  
時間:10:40~12:10

## 議事次第

### 1. 開 会

- (1) 農薬分科会委員、臨時委員の紹介
- (2) 審議官挨拶
- (3) 農薬分科会について
- (4) 分科会長の互選
- (5) 分科会長代理の指名

### 2. 議 事

- (1) 農薬取締制度の紹介
- (2) 農薬中の有害物質の検査に関する小委員会の設置について(案)
- (3) 農薬の登録保留基準の設定について(報告)
- (4) 農薬行政の最近の動き(報告)

### 3. その他

### 4. 閉 会

午後10時40分 開会

○農薬対策室長 それでは、定刻となりましたので、第1回目の農業資材審議会農薬分科会を、これから開催させていただきます。

本日は、ご多忙の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。事務局として暫時司会

進行を務めさせていただきます農薬対策室長の澤田でございます。よろしくお願いいたします。

とりあえずお手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。

(配付資料一覧確認)

○農薬対策室長 それでは、初めに委員、臨時委員の方々のご紹介をさせていただきます。

(各委員、臨時委員の紹介)

○農薬対策室長 なお、都留信也委員、長尾美奈子委員、村田利和委員、小林富士雄臨時委員におかれましては、ご都合によりご欠席ということでご連絡をいただいております。

それでは、会議を始めるに当たりまして、農林水産省生産局の坂野審議官から、まずあいさつを申し上げます。

○審議官 今ご紹介いただきました生産局の審議官の坂野と申します。

実は、今回皆さんにご案内したとき農林水産省生産局という形で ご案内していますが、農林水産省も1月6日付で、省庁の名前は農林水産省でございますけれども、行政施策を円滑に実施するというので、局の再編を 大幅にしまして、従来の畜産局と農産園芸局、それからまた食品流通局と、3局ほどにまたがっていましたので、物をつくるという世界は全部生産局ということ で、そういう形で生産局という形にしたわけでありませう。

農薬関係につきましても、従前は植物防疫課のところでは農薬という形をすべからくやっていたわけでございますけれども、このたび組織改編で、農薬そのものにつきましては資材ということで、肥料、機械、農薬あわせて生産 資材課というのを作りまして、その中で農薬は農薬の室長というのを置いているわけでございます。大分組織も変えましたけれども、仕事はスムーズにいくよ うにしましたので、よろしく願いしたいと思ひます。

ところで、きょうは第1回の農業資材審議会農薬分科会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思ひます。

まず、委員及び臨時委員の皆様におかれましては、今回のご就任をご快諾いただきまして、大変ありがとうございます。また、年度末で大変お忙しい中にご参集いただきまして、重ねて御礼申し上げたいと思ひます。

我が国の農業、農村というのは、食糧安定供給とか、それから環境保全とか、そういうような役割ということで、議論しているところでございますけれども、とりわけ食糧の供給でございますけれども、新鮮で安全なものを安定的に供給するということは、国の基本的な責務ではないかというふうに考えております。このため、一昨年、従来の農業基本法を改めまして、食料・農業・農村基本法という、新たな体系にしまして、食糧の自給率の向上とか、それからいろいろな今の時代といひますか、ニーズに見合ったような食料・農業・農村政策 をやっていきたいというふうに考えております。

とりわけ、農薬については、食糧の安定供給とか、生産性の向上 を図るという上で極めて重要な役割を果たしているというふうに考えているところであります。さらに、安全性の確保ということとは、安心、安全な農作物を供給 する上では不可欠なことであります。農薬行政の推進に当たりまして、これらの課題に的確に対処していきたいというふうに考えているわけでありませう。

後ほどまた事務方から説明がありますけれども、本農薬分科会 は、中央省庁の改革に伴いまして、従来の農業資材審議会農薬部会の機能を一部見直しまして、農薬取り締まりの施行に関する事項についてご審議をいただくというので発足したものであります。委員また臨時委員の各位の皆さんにおかれましては、こうした背景を理解の上に、活発にご議論を賜ればありがたいと思ひております。農林水産省としましては、皆さんからいただきましたご意見等を、的確に農薬行政なりに反映していきたいと思ひております。

終わりに、きょうの会議、活発なご議論、今後皆さんのより一層のご支援、またご協力をお願いしまして、あいさつにかえさせていただきます。

ありがとうございました。

○農薬対策室長 それでは、次にこちらの事務局方をご紹介します。

#### 〔事務局の紹介〕

○農薬対策室長、それでは、まず資料に基づきまして、この農薬分科会の位置づけ等につきまして、私の方から簡単にご説明させていただきます。

本日は、仕組みとか、位置づけとか、こういう説明が中心になりますので、よろしく願いいたします。

まず、資料の3から7までをご説明させていただきたいと思います。

まず、資料3でございます。図があると思います。これによりまして、農業資材審議会と、そこに設けられた農薬分科会を含む4つの分科会の構成が、おわかりいただけると思います。ここに書かれています委員でございますが、委員となられている方は、農業資材審議会の委員として分科会にもご出席されるという立場でございます。臨時委員におかれては、各分科会専属となっております。専門委員でございますが、さらに専門の分野で必要な場合に任命がなされるという形になってございます。

それから、農薬分科会の審議事項でございますが、その図の下の方にございますように、8項目が農薬取締法によって定められております。①が、防除に用いる薬剤を原料又は材料として使用した資材で農薬とされるものを定める政令の制定又は改廃に関する審議。②が、公定規格の設定に関する審議、③が、職権による農薬の登録の変更又は取消しに関する審議。④が、販売業者に対する農薬販売の制限又は禁止に係る政令の制定又は改廃に関する審議。⑤が、農薬の検査方法の決定又は変更に関する審議。⑥が、農薬の登録保留基準の設定又は変更に関する審議。⑦が、作物残留性農薬、土壌残留性農薬及び水質汚濁性農薬の政令指定等に関する審議。⑧が、作物残留性農薬及び土壌残留性農薬の使用上遵守すべき基準を定める省令の制定又は改廃に関する審議。いずれも重要な項目でございますが、これらが法律によって農業資材審議会の審議事項ということになってございます。

それでは次でございますが、資料4をごらんいただきたいと思います。

資料4は、農林水産省設置法の抜粋でございます。第6条に、農業資材審議会の設置が定められておりまして、第7条に、審議される内容として、ご覧いただきますように、農薬取締法の規定により、その権限に属された事項を処理することということになってございます。

2ページ目ですが、昨年までと実は今回改正が行われまして、左右対照になって改正点がわかるようになってございます。右側の下線を施した部分、これが今回は削除になりました。変更の理由ですけれども、下に書いてございますが、中央省庁等の改革の一環として審議会の見直しも行われた。各審議会では、審議事項のうち、政

策審議に関するものは、食料・農業・農村政策審議会 に移管することとということで整理されてございます。この関連がありまして、昨年まで農業資材審議会農薬部会というものがございましたが、そこで審議されてまいりました農薬安全使用基準、これは今回新たに設けられましたこの農薬分科会では、報告事項ということで扱う予定でございます。

次でございますが、資料5でございます。これが農業資材審議会 令でございまして、委員、臨時委員、専門委員の任命、第2条でございまして、第3条の任期等、それが書いてございます。それから2ページ目でございまして、第5条に各分科会、4つの分科会がここで位置づけられてございます。

それから、3枚目でございまして、第7条に、定足数、議決とも過半数であるということが定められております。

なお、本日ご出席いただいております方、総数 20 名のうち、3名のご欠席と、長尾委員が来ておられないので、16 名のご出席をいただいておりますので、分科会は成立してございます。

次でございますが、資料6をごらんいただきたいと思います。

1枚めくっていただきますと、農業資材審議会議事規則(案)とございますが、これは先ほど終了しました農業資材審議会で議決が行われましたので、(案)はこの場で削除いただければというふうに思います。

ポイントでございますけれども、まず、公開に関する点でございます。第3条の第2項をごらんいただきたいと思いますのですが、会議は公開となります。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができます。

また、第4条ですが、議事録は一般の閲覧に供するものとするが、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は議事録にかえて議事要旨を一般の閲覧に供するものとするということができるとなっております。

これらの規定は分科会にも適用されるということが、2ページ目の第8条に書かれてございます。

それから、第9条ですが、これも大切な点でございますが、分科会の議決は審議会の議決とみなすということでございまして、先ほど審議会が開かれましたけれども、以降この分科会の場で実質的な審議、決定がなされるということでございますので、よろしく願いいたします。

また、3ページ目、4ページ目に、公開の具体的な方法について書いてございます。後でごらんいただければと思います。

3ページ目、4ページ目につきましても、先ほどの農業資材審議会で決定が行われましたので、タイトルにあります(案)というのは、この場で削除をお願いできればというふうに思います。

次に、資料7の説明をさせていただきます。

資料7、農薬取締法の抜粋でございます。資料3で、先ほどご説明した農薬分科会の審議事項に関する規定部分を抜粋させていただきました。この中の、最後の紙ですけれども、6ページ目をごらんいただきますと、ここに農業資材審議会に意見を聞かなければならない事柄を規定した条文がございます。囲みでございますが、ここは第1条の2の第1項とか、こういった政令もしくは改廃とか、こういうことでちょっとわかりづらいものですから、その該当の条項、該当部分にアンダーラインを引かせていただきましたので、1ページ目からその部分がわかるようにアンダーラインが引かれていると思います。この部分が該当する部分ということで、後でごらんいただければというふうに思います。

以上、簡単でございますけれども、農薬分科会の位置づけ等についてご説明をいたしました。

ご質問があるかもしれませんが、今回は最初ということでございますので、一通りご説明をさせていただいて、後ほどまとめてご質問いただければというふうに考えておりますが、よろしいでしょうか。何か特段ございますれば、この場で結構でございますが。

それでは、進めさせていただきます。

それでは、次でございますが、本日は初めての会合ということでございまして、農薬分科会長の選任をお願いいたしたいと存じます。選任の方法につきましては、先ほどごらんいただきました資料5の審議会令第5条第3項によりまして、委員の方々の互選という形になってございます。ということで、いかがいたしましょうか、まずお諮りいたします。

○委員 大変僭越ですけれども、本山委員にお願いしたらいかがかと思いますが。

○農薬対策室長 ただいま本山委員にとのご推薦がございましたけれども、いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○農薬対策室長 それでは、農薬分科会長は本山委員にお願いしたいと存じます。恐縮です。

けれども、こちらに分科会長の席をご用意いたしましたので、お移りいただければと思います。

では、これより本山分科会長に議事をお進めいただくということで、よろしくお願いたしたいと存じます。

○分科会長 ただいま分科会長を仰せつかりました本山でございます。皆様のご協力により、本分科会を円滑に運営してまいる所存ですので、何とぞどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、これから私の方から議事を進行させていただきます。

まず初めに、農業資材審議会令第5条第5項の規定により、分科 会長代理は分科会長が指名せよということになっております。これまでのご経験で、委員の中から都留委員にお願いできればと思うのですが、本日ご都合により ご欠席されております。後日ご本人と相談し、次回皆様にご報告させていただくということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○分科会長 それでは、そのようにさせていただきます。

これより議事に入りますが、事務局が用意した資料1の議事次第により、農薬取締制度の紹介について、事務局より説明願います。

○農薬対策室長 それでは、この農薬分科会の審議の根幹をなします農薬取締制度について、資料8の図を用いて、簡潔にご説明させていただきます。

農薬取締法の第1条に目的がございますが、そこに書いてございますように、「この法律は、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする」というふうになってございます。

仕組みの基本的なところを、図を用いて申し上げます。

まず、我が国内では、農林水産大臣の登録を受けなければ農薬の 販売が行えないということになってございまして、したがって、図にあります農薬の製造業者及び輸入業者が、製造した農薬あるいは輸入した農薬を国内で販売 しようとするときには、その図にありますように、農林水産大臣に登録申請を行うということが義務づけられております。その際いろいろな試験データ、例えば 薬効、薬害、毒性、残留性などについて、多くの試験データ、試験成績の提出が求められておりまして、これらを、右側にありますが、農薬検査所、これは4月 から独立行政法人ということになります。ここにはもう書いてしまいましたけれども、そのようになります。そこで検査をして、問題がない場合に、農林水産大 臣から製造業者、輸入業者に登録票が交付されるということになっております。

また、登録すべきか保留すべきかといった点の判断で、重要な幾つかの点については、環境大臣が基準を定めて、そこにありますように登録保留基準として告示をしているという形になってございます。

登録された農薬というのは、次の販売業者によって農業者等に売 られるというふう に、縦に、下に移っていきますけれども、なります。販売業者は都道府県知事への届

け出が義務づけられておりました、登録を受けて、きちんとした表示のある農薬でなければ販売ができないという形になっております。

次でございますが、また下に参りまして、農薬使用者でございますが、農薬使用者に対しては、防除業者については、まず営業所の事業区域の大きさに応じまして、農林水産大臣または都道府県知事に届け出るということが、まず義務づけられております。

あと、図の順に参りますと、農薬の使用方法につきましては、農薬安全使用基準というものを農林水産大臣が策定して公表するという形になってございます。それから、その下に行きますが、指定農薬というのがございます。右の方に指定農薬の内訳3つございますが、作物残留性農薬、土壌残留性農薬、水質汚濁性農薬という3種類がございます。定められた使用方法を遵守せずに使用した場合に、農作物の汚染が生じて、これが原因で人畜に被害を及ぼすおそれがあるというのが、作物残留性農薬でございます。土壌の汚染が生じて人畜に被害を及ぼすおそれがあるというのが、土壌残留性農薬でございます。水質汚濁性農薬については、広域で使用される。水産動植物に被害が著しいということのおそれがある場合、あるいは水質の汚濁で人畜に被害を及ぼすおそれがあるといった農薬について、それぞれ定めている、こういったものでございます。

そういった指定農薬の指定、それから指定農薬について使用者が遵守すべき基準、それと指定農薬の使用の指導というものが、このようにして行われております。

このほか、左側に整理してございますけれども、法施行に必要な農薬の収集、それから、農薬の収集とか立ち入り検査は、まず農林水産大臣、環境大臣あるいは農薬検査所が行うことができます。それから、農薬の知識の普及、助言、指導につきましては、農林水産大臣及び都道府県の知事が行うという規定になってございます。

大ざっぱでございますけれども、これが農薬取締法全般の概要でございます。

○分科会長 ただいまの説明について、何かご質問等ございましたら、お願いします。

私、会長になったんですけれども、ちょっとお聞きしてよろしいですか。

以前は、農薬使用安全基準というのは、この審議会、前とは継続性がないのかもしれませんが、この農業資材審議会ですけれども、今度はこの組織が担当して、それはされることになるのでしょうか。

○農薬対策室長 農薬安全使用基準につきましては、これは大臣が公表するという重要なものでございまして、従来小委員会ですけれどもまず検討していただいて、その後農薬部会でさらに審議をしていただくというふうになってございました。委員会そのものは、今回局長の私的諮問機関のような形でさらに続けて設けさせていただきます、農薬分



科会で報告ということで、今後も続けて、この場で皆様に見ていただくということにいたしたいと存じます。

○分科会長 ほかにご質問ございませんでしょうか。

○委員 今の関連ですけれども、今までは審議をやっていたと思ったんですが、そうすると報告だけをこの委員会でやるということになると、審議はどこでやることになるんですか。

○農薬対策室長 一応先ほど見ていただきました資料4の農林水産省設置法でございまして、この2枚目に、新旧対照がございまして、ここで下線部分がございまして、旧来の設置法でございまして、そこに農薬に関する重要事項を調査審議するという事項がございまして、この部分で実は農薬安全使用基準についてこれを根拠にご議論をいただいていた、仕組み上そういうこととございまして、今回変更の理由にございまして、こういった重要事項といえますか、政策審議にかかわるものということで整理が行われまして、これは食料・農業・農村政策審議会で一応やるというふうになったんです。それで、私ども考えまして、それでは、食料・農業・農村政策審議会に、例えば部会のようなものを設けて、わざわざそのために農薬安全使用基準の審議をそこでやるかどうかということ考えたのでございまして、ここは非常に広い分野を扱います、非常に専門的な話をここでやるというのは非常に無理があるという判断がございまして、やはりせつかく農薬分科会がございまして、この場を今後も使っていくのがベストではないかというふうに考えました。

ただ、形としまして、一応審議事項ということでは、この法律にございまして、農薬取締法というものに審議事項が明示されたものだけを法的には扱えるということになりましたので、先ほどの農薬安全使用基準については、大臣が公表するものを、その法律の中では諮問事項という形にはなっていないとございまして、やはり法的な整理でございまして、やはり審議事項ということではなくて、報告事項という中で今後も見ていただくのが一番いいのではないかと形になった次第でございまして。

○委員 その中で意見を聞くということですか。

○農薬対策室長 そうですね。

○委員 報告に対するいろいろな意見を。

○農薬対策室長 報告でございまして、実は余り審議という形はとれないんですけれども、皆さんに見ていただくということで、ご了解いただきたいと存じます。

○分科会長 ほかによろしいでしょうか。先ほど審議官もおっしゃいましたように、これからこの審議会を非常に活発化して、皆様のご意見を農薬行政に反映していきたいということですので、どんどんいろいろなご意見、ご要望を出していただければと思います。

○委員 今のことがよく理解できなかったのですが、ということ は、食料・農業・農村政策審議会は幅広い審議をするということで、先ほどから言われている農薬安全使用基準について、個別に、具体的に詰めて話す場はなくなつたということなんですか。報告はあるということだったんですけれども。

○農薬対策室長 確かに、おっしゃるように、法的にはそういうことで審議という形はとれない

んですけれども、その前にご専門の先生方で、農薬の安全使用基準、これは例えば使用回数でありますとか、そういったものについてはご審議いただいております、それをさらにご審議いただくということで従来やっています、そこをある程度簡略化する形にはなると思いますけれども。

○審議官 先ほど今回の審議会の役割のところ、これは農林水産省だけではなくて、全体の審議会の中身を、何を審議するかというのを、今法律でこれこれを審議しますということ具体的に限定しているものもありますね。これをやりますと決めたわけですね、に限定したという、いわゆる審議会はそういう位置づけにしましょうという、全体の政府の中の流れで一律にやりましたから、今の安全使用基準は、従来でいいますと、その他審議するという形でよんでいましたので、実は我々としては実際はここで報告という形になりますけれども、またこの審議会も最初に審議会の運営のところ、原則公開しますよとやっていきますから、皆さんいろいろと、実質的には従来と同様にご意見をいただいで、それをもし必要があればその中身に反映する形でうちの方は運営したいと思っておりますので、それについては実質的には従来と同様にご意見いただいで、必要であれば変えるべきところは変えるし、その辺できちんとした運営をしていきたいということでもあります。

○分科会長 ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○委員 今のお話を聞いていますと、この会は全く機能を果たさないという感じを、今私は感じました。というのは、審議するところは、最初の話のように、もう大きなところで審議をすることになっておるから、その結果は報告して、その報告に対していろいろな意見を聞いてください。その前に、専門家が審議をするという機関が今までもあったと。それによって審議をしたものが、全般的に食料・農業・農村政策審議会に移管をして、そこで今度はそこから我が方に持ってきたときはもう報告だから、報告ですから、それを聞くだけだと。だけれども、今の審議官の話は、報告だけだけれども、今までと同じように意見を聞いていただければ、必要であればそれを審議と同じような形で上に審議内容としてもっていきますというお話ですが、その大もと、今まではどこで審議をしておった。ここで審議をしております、そして今言ったように、総括的な審議会の方にもっていくんだと、その審議の前提はどこにあるんですか。

いかにも聞いていると、ほかで審議をしています。それが大きな審議会にもっていきます。そこでのおおむね審議は終わりです。したがって、報告します。報告した、我々

が聞いたときに、意見があれば、それは取り上げますと いうのは、ついでに審議官は言ったので、それはあなた方、報告だけれども、いい意見があれば取り入れますと いうような、ついでですよ。ですから、この会議 は今までどおりですと、こうまいことを言っているけれども、私は素人できょう初めて来たんですが、その大もとの審議は今までここでやっていたとすれば、 その大もとの審議はどこでやるんですかというのをお聞きになった、私は今そう聞いていましたが。

○農薬対策室長 申しわけございません。従来の、昨年までやって いたやり方をまずご説明しますが、大臣が公表すべく農薬安全使用基準については、まず農薬安全使用基準検討委員会というのがございまして、そこでまずご専門の先生に集まっていたいてご議論いただいて、どうすべきかという案をつくっていただいて、それを農業資材審議会農薬部会、当時部会と言っていましたけれども、そこでご審議いただいて、世の中に出していたという手続でございました。

これからは、一番最初に審議していただいています専門家のグループ、それは名称はまだはっきりしませんが、それはそのまま存続をそこでやって、きちんと検討いただき、その結果は、実はかなり膨大な報告書になるのですが、従来ここでご議論いただき、かなり時間がかかって非常に大変だったんですけれども、その資料はそっくりお出しご説明して、見ていただきます。ただ、非常に専門的な話になりまして、無理をすれば食料・農業・農村政策審議会でもやれることはやれるのでございますけれども、あそこはもう全然、農薬の専門家ではない方たちの場になってしまいますので、それは非常に難しいだろうと。やはりこの場で見ていただくのが、比べれば一番よいのではないかと考えました。資料はそっくりお出ししますし、ご意見があればいただくという形にしますが、ただ、法律上、先ほど申し上げましたように整理されてしましまして、審議事項というのは農薬取締法の権限があるものというふうになりまして、農薬安全使用基準は、農業資材審議会の審議事項という形では位置づけられていない。それで、手続的にはやはり審議事項ということではなく、進めさせていただければということでございます。

ご納得いただけないということでございますれば、また……。

○委員 納得しろと言えはしますけれども、それは審議会、専門家がやっているから、この審議会を通過したよということがないと、書類にならないから、あなたに報告するから、審議会承認したということにしろよ、早い話がこういうことだ。

○農薬対策室長 法的なことを申し上げますと、今後は……。

○委員 私どもが聞いた感じでは、専門家が多岐にわたってやっているのだから、あなた方には無理だと。ですから、専門的にやってきたものを、大きなところで報告したものはちゃんと精査して、それをこの審議会に報告するから、専門家がやってきたことだから、大丈夫だろうと、そして、その審議したものは報告して、我々の審議会を通過しなければ書類が上に上がっていかないと、認めろよと、簡単に言えば、私はこん

なふうに理解したんですけれども、そうでもないんですか。ここで審議しない、ただ報告を受けるけれども、意見はあるよと言っても、審議官は意見を入れるという話ですから、それはそれでいいと思うんです。だけれども、それにはいかにも2回も審議する時間もないから、それなら専門家にやっていただいて、その大ざっぱなことだけは報告するから、聞けよと。そしてそれで了解してもらえば、審議委員を通過しているんだからいいんだと、こういうことでしょう。了解しました。

僕の考え方、皆さんどう思っているか、僕はそう感じたんです。初めて来ているからわかりませんけれども、回転も悪いからわからないけれども、きっと隣の方は、どこで本当に審議をするんだと言ったら、専門家が審議するよという、これはできましたね。それを一遍大きくしたところへ持って行って、それで認めて、それを今度は報告書としてここに持ってくる。それはここでもう審議の必要はない。報告するんだから、だけれども、立派な意見があったら、必要な意見があったら、前と同じように取り入れていきますよ。それはここを経過をしなければならないという前提があるから、そういう方法でやるのかなと、こういうふうに私は感じました。だけれども、了解しましたからいいです。先へ進んでいいです。

○審議官 趣旨はわかりました。皆さんほかの方もいらっしゃるので、要するに従来この審議会にかけるといのは、法律で審議会の議を経るとというのが法律上明記しているものにすべて審議会の議を経るのはよしましようという、そういう政府方針の全体の決定の中なんです。それで、ではしからば今の安全使用基準は、審議会の議を経て大臣が公表するという文章が入っていないんです。そうすると、多分今の懸念というか、今まで審議していたのに審議しない、実際そうなっていますから、それが出てくると思うんです。そこは政府全体の審議会のやるべき仕事というのを、それぞれの法律で審議会の議を経てやるというものに限定していますので、そういうことが起きた。では、そのときに実際にきちんと安全使用基準については、従来審議会で審議しているところでもありますから、実行上きちんとそこについては今後とも皆さんの意見を聞くような場を設けてやっていきたい、こういうことでございますので。

○農薬対策室長 全然ご納得いただけていないというふうに思います。従来農薬安全使用基準についてご議論いただいておりますメンバーの方と、初めてここにご参加いただいている方と、実は2つのタイプがあると思うんですが、次回の農薬分科会で中身をご説明、ご報告させていただく中で、この議論をもう1回やりたいと思いますが、よろしいでしょうか。今現在でご納得いただかなくて結構でございます。どういうことでやっていくのが一番よいかということをご様子に見ていただきながら、もう1回ご議論いただくということで、よろしく お願いします。

○分科会長 よろしいでしょうか。

それでは、次に進めさせていただきます。農薬中の有害物質の検査に関する小委員会の設置について、事務局より説明を願います。

○農薬対策室長 それでは、先に進めさせていただきます。

資料の9でございます。農薬中の有害物質の検査に関する小委員会の設置につきまして、今後この審議会が何をしていくかということの中に入ってくるんですが、事務局から、資料の9によりご提案をさせていただきたいと考えております。

農薬の登録の際には、ダイオキシンのような、意図しないで混在する有害物質について、十分これまで検査を行って登録を行っているわけですが、今後も検査を行っていく上で、きちんとした基準をわかりやすい形で設定していくということが、農薬の安全と安心を確保する上で必要ではないかというふうに考えております。

なお、このような基準について、法律にあります公定規格的なものとするか、あるいは検査方法とするかも含めて、まだまだ技術的に検討すべきことが多く存在しておりますので、当面このような小委員会を設置させていただきまして、いずれ農薬分科会への諮問が行われることも視野に入れた周辺の勉強を行わせていただきたいと思いますというふうに考えております。

このようなことで、お手元の案に基づきまして小委員会の設置をご承認いただき、構成員について、分科会長のご指名をお願いしたいというふうに思っている次第でございます。

それでは、1ページ目の農薬中の有害物質の検査に関する小委員会の設置について(案)でございますが、読ませていただきます。「1. 農業資材審議会議事規則第10条の規定に基づき、農業資材審議会農薬分科会に「農薬中の有害物質の検査に関する小委員会」を置き、農薬中の有害物質の検査に関する事項を調査する。

2. 小委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、分科会長が指名する」という文案でございます。

なお、2枚目をめくっていただきますと、小委員会の構成ということでお名前を挙げさせていただきます。まず、豊田正武臨時委員でございます。それと、上路雅子専門委員、それから、高菅卓三専門委員、林祐造専門委員、宮田秀明専門委員、森田昌敏専門委員、山本出専門委員でございます。7名でございます。

よろしく願いいたします。

○分科会長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたら、お願いします。

この委員のメンバー見ますと、ダイオキシンが念頭にあるような気もいたしますけれども。それでは、農薬分科会として、資料9にあります小委員会の設置を決めたということにして、

2枚目にあります構成員の指名を分科会長として行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○分科会長 それでは、次に農薬の登録保留基準値の設定について、環境省から報告をお願いします。

○農薬環境管理室長補佐 お手元の資料10につきまして、私の方からご説明申し上げたいと思います。

資料10を見ていただければと思いますが、頭に書いてございます作物残留及び水質汚濁に係る農薬の登録保留基準として環境大臣が定める基準値の設定ということで、本分科会にご報告申し上げるものでございます。

私どもの方では、先ほど農林水産省の農薬対策室長の方からもご説明がありまして、資料8で農薬取締法の概要をご説明いただきましたが、その際に、農林水産大臣が農薬を登録するに当たって幾つかの基準があるわけでございますけれども、このうちの幾つか、4つにつきましては、私ども環境省の方で定めている基準がございます。

具体的には、資料7、農取法の抜粋の第3条が2ページにあらうかと思いますが、このうちの4号から7号までに当たる基準、具体的に言えば4号に書いてございます作物残留性に係る基準でございますとか、あるいは5号の土壤残留性に係る基準、あるいは水産動植物に係る基準、それから第7号の水質汚濁に係る基準、この4つの基準につきましては、同じく3条の第2項、3ページの頭にございますけれども、2項にございますとおり、4号から7号までの基準は環境大臣が定めて告示するというふうになっております。

このうち、大枠、一つの農薬といいますよりも、その考え方で告示しておりますけれども、そのうち一定の農薬ごとに基準値を決めなくてもいいもの、例えば土壤残留性でございますとか、水産動植物の基準と申しますのは、例えば土壤中半減期が1年以内に半減することとか、そういう考え方でございますので、その基準に基づきまして、あとは農林水産省の方で検査していただければいいわけでございますけれども、作物残留に係る基準でございますとか、あるいは水質汚濁に係る基準、これにつきましては農薬ごとに基準値を定める必要性があるということでございますので、私ども資料10にありますとおり、このような形で毎回基準値を設定させていただいているということでございます。

資料10でございますが、1枚めくっていただきますと、報告ということで、環境省の今回の告示改正分ということで、例えば新規、1番、作物残留に係る基準ということで、12月11日答申4農薬と書いてございますけれども、これにつきましては、1ページ目の注の1をごらんいただければと思います。作物残留に係る基準、私どもが定めております基準でございますけれども、そもそもはまず食品衛生法に基づきます残留農薬に係る食品規格が設定されている場合にはこれを適用いたします。ただし、それが設定されていない場合、私ども環境省の方で個別に基準値を定めることとされている。この2つをあわせた形のもの登録保留基準というふうな形になっております。

今回12月11日答申、12月21日告示分というふうになっておりますが、このような考え方で、私どもは環境省の方で新規の農薬に対する申請ですとか、あるいは水質

汚濁に係る申請があれば、年3回このような形で基準値を改正し、告示を改正しているということでございます。

これまでもこのような基準値の設定につきましては、この資材審の農薬部会の方でご報告申し上げてまいりましたけれども、引き続きまして、この農薬分科会の方に私ども環境省の方から毎回、前回の分科会の後に改正された農薬の基準値につきまして、このような形でご報告させていただければというふうに考えております。

今回のこの項は、改正分につきましては、実は昨年10月18日に私どもの中央環境審議会の土壌農薬部会の中にごさいます農薬専門委員会でご審議をいただき、そして11月17日に土壌農薬部会、中央環境審議会の土壌と農薬に関する重要な事項を審議いたします部会でごさいますけれども、こちらの方でご審議をいただき、そして、その結果を踏まえて、12月11日に中央環境審議会の方から答申をいただいて、21日に告示を改正したというものでございます。

その内容といたしましては、まず作物残留に係る基準ということで、新たに基準値を設定したものが4農薬でございます。

それから、これまで既に一部の作物には基準値があったのでございますけれども、さらに適用作物の拡大でございますとか、基準値の変更、こういうものが17農薬、10農薬、重複がございますので、合わせて25農薬について基準値を改正させていただいたところでございます。

それから、基準値の削除、先ほど申し上げましたとおり食品規格が設定されている場合にはそれを適用ということで、食品規格を新たにすべてについて設定された場合には、私どもの独自に、環境省の方で独自に設定する基準値を設定していく必要性がなくなりますので、このような場合には削除させていただく、これが7農薬ございましたということでございます。

それから、水質汚濁に係る基準、農薬ごとに水質の汚濁性に関する基準値ということで、新たに8農薬の水質汚濁に係る基準値を設定させていただいたということでございます。

2. に書いてございますのは、ではこれまでどのくらいの農薬保留基準値が設定されているかということでございますけれども、このような形で、トータルでは作物残留に係る基準は357でございます。環境省が個別に設定しているものが19、今回新たに4つ設定させていただいたということでございます。食品衛生法に基づきます食品規格というのか別途199ございますので、合わせた形で、重複を除いて357という形になります。それから、水質汚濁に係る基準につきましては、これは基本的に環境省の方で設定しておりますが、121ということでございます。

具体的な基準値、それぞれの農薬の成分ごとの基準値につきましては、次のページで、作物残留に係る農薬登録保留基準値一覧ということで、新たに設定された4農薬については、そこに書いてございますフェントラザミド（除草剤）米について0.1ppm

と、これは作物への残留、これ以上農薬が残留してはいけないということでの基準でございませうけれども、このような形で4 農薬についての基準値をそれぞれ定めさせていただきますところでございます。

それから、(2)にございますとおり、適用作物の拡大等に伴い追加設定又は変更するものが17、以下ずらずらと、下線部分、アンダーライン部分が変更点でございます。

それから、3枚ほどめくっていただきますと、残留農薬基準設定に伴い変更するものという、これも食品規格との関連でございますが、これが10 農薬でございます。

それから、2枚ほどめくっていただきますと、削除分ということでの、食品規格に完全に移行してしまうというものが7農薬あって、4.といたしまして、水質汚濁に係る農薬等の保留基準値、新規設定分が8農薬ということ で、これは水田、水中での150日間の平均濃度がこの基準値を超えないという観点から定められた基準値でございます。このような形で、8農薬についての基準値を設定させていただいたということでございます。

これにつきましては、今後ともこの分科会で随時答申をいただき、告示を改正した部分につきましては、これからもご報告を引き続きやってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○分科会長 ただいまの説明について、ご質問等があれば、お願いします。

いかがでしょうか。

初めて参加された委員の方々には、非常に早い説明だったのでわかりにくかったと思いますけれども、要するに残留基準のようなものは既に十分議論されて、厚生省の方でその基準値が設定されているものについてはそれでよろしいんですけれども、まだ厚生省の方で設定されていないものについては、環境省がこのように保留基準として設定をする、あるいは改正をするということをおやりになっているということで、今回はここにお示しましたようなものがその対象になりましたというお話だったと思います。

○委員 既存の農薬に対して新たに基準値が設けられたということですよ。

○農薬環境管理室長補佐 私どもの方でやりますのは、基本的には まず新規の農薬に対して基準値をつくと。厚生省の方は当然基本的には、既にある農薬について、あるいは輸入なんかも考慮しながら基準値を設定しますけれども、我々の方の考え方としては、まず新規のもの、それから今まで例えば米に対してのみ基準値があって、あるいは米に対してのみ適用されている農薬に対して、今度例えば小麦でも適用したいというふうな申請があった場合には、麦に関する基準値がなければ、それがいいかどうか、要するに農林水産省の方は判断できませんので、その際に私どもが基準値をつくるというのが、基本的な考え方になっております。それがそういう考え方になります。



○委員 2.のところで、設定の農薬総数というのがよくわからないんです。農薬というのは全部で大体どのくらいあるんですか。その中でこの 357 農薬と、あと水質のが 121 農薬なんですけれども、それが全体の農薬の総数に対してどのくらいの数なのか、ちょっとわからないんですけれども。

○農薬対策室長 農薬そのものは、有効成分の種類で申し上げますと、530ほどございます。製剤で申し上げますと、それが粒剤でありますとか、粉剤というふうになりますので、約 10 倍になりまして、5,300 ほどございます。この場合は有効成分で言うておりますので 530 ほどございます。そのうち食用に用いられるものということで、作物残留を定めなければいけない。例えば、食用でないものについては、作物残留をつくる必要がない。例えば、花にまくとか、芝にまくとか、そういったものはそれ専用のものというのはいらないので、食用に係るものについてこのように、環境省の方で 219 ということで定めているということでございます。

○審議官 500 幾つあって、食べ物に係るものが 357 全部あります。

○委員 全部あるということですね。

○農薬対策室長 設定しなければ登録できないということでございますので、そういうことでございます。

○委員 それはどのように、例えば具体的な製品に反映されていくんですか。基準は設けられましたよね、それがどのように、例えば安全使用基準とか、具体的に自分たちが使用したりするとき、どのように反映されていくんですか。

○農薬対策室長 一番最初から申し上げますと、まず動物試験をやりますよね。動物試験、毒性検査検査とかやまして、このぐらいの量なら大丈夫だという量……。

○委員 新規のはいいんですけれども、改正された部分について、新たに対象となるもの、作物が追加されたりとか、あと2ページか3ページを見ると、芋類が 0.1ppm が新たに追加されていますよね。こういう場合というのは、何か芋にまくときはこのぐらいにしなさいよという、使用基準か何かのところに反映されていくというふうになっているんですか。

○農薬対策室長 この基準以下でないといけないということでございますので、これは栽培試験をやってございまして、どのぐらいの使用回数なり、収穫時期の何日前とか、そうなればこれ以下になるかというようなことで確かめてございまして、この基準、これはADIといえますか、毒性的に1日当たり摂取していい、大丈夫な量の中の範囲内で作物別に割り振りまして、この作物であれば、ここまで残留していても体に影響ないという部分をまず決めまして、それを満たすというか、そこに結果的に残留しない、そこまで残留しない栽培での使用方法を設定していくということでございます。

○委員 対象の作物が追加されれば、随時使用の仕方、安全基準が変わっていくということですか。

○農薬対策室長 そうです。

○委員 それは随時、売られる農薬に対して反映されていくものですか。

○農薬対策室長 それは使用方法ということで、農薬のラベルがございまして、あそこにどの作物にどのくらいの濃度で、何回というふうに書いてございます。あそこに反映されていくわけです。

○委員 新規に売られるものに対してですね。

○農薬対策室長 そうです。

○委員 売られたものに対しては、もう売ってしまったというか、農家の方で持っている人がいるじゃないですか。そういう人が例えばそういう基準を知らないで使うことはありますよね。例えば新しく対象になった作物にというのは、追加のあれはないんですか。

○農薬対策室長 一応ラベルに書いてある使用方法以外は使用できないということになってございまして、このようにして新しい申請がございまして、対象作物の追加が行われるということになると、それに応じてこういったいろいろな検査、データ的なことをやりまして、そこでラベルの変更が行われるということで、使用者としては、ラベルを見て。

○委員 古いものを持っているのは、そういうラベルがないので使わないということですか。

○農薬対策室長 そういうことになります。

○分科会長 環境省や厚生省はこういう基準値を設定してくださって、それに基づいて、先ほど議論になりました安全使用基準を設定する専門委員会の方で、安全使用基準というのを定めていくわけですね。その基準値を超えないようにということを考えて、安全使用基準、何倍希釈液をいつまで散布してもいいということが決まっていくという仕組みになっていると思います。

○委員 平成12年2月というのは、去年の2月現在の数ですか。

○農薬環境管理室長補佐 申しわけございません。平成13年2月の間違いでございます。この場をかりて訂正させていただきます。平成13年2月でございます。

○分科会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、次に農薬行政の最近の動きについて、事務局から説明願います。

○農薬対策室課長補佐 資料11の(1)、農薬の登録申請に係る試験成績について、説明させていただきます。

1枚めくっていただきますと、農薬を製造または輸入して販売する場合には、農林水産大臣の登録を受けなければならない、これは農薬取締法の中で規定されております。ですから、登録される農薬の品質の適正化、その安全かつ適正な使用の確保を図るという観点から、農薬取締法の規定に基づきまして、農薬の登録申請に際しては、農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績の提出を義務づけてお

ります。また、これらの試験成績に基づきまして、農薬の品質及び安全性を確認した上で、農薬登録の方を行っているところでございます。

また、登録申請の際に提出すべき試験成績の具体的内容、また作成に係る条件とか、作成指針等につきましては、従来よりOECD、経済協力開発機構が定めるテストガイドラインや、国内における医薬等の安全性評価に係る動向を踏まえまして、従来から農薬の登録申請に係る毒性試験成績の取り扱いについてとか、あるいは農薬の残留性に関する登録所の取り扱いについて等の、私どもの方の局長通知において、その詳細を定めてきたところでございます。

しかしながら、OECD等で定めるガイドライン等につきましては、近年の医学や毒性学等における技術的進歩等を踏まえまして見直しがなされております。このような国内及び海外の動向も踏まえまして、我が国の農薬登録申請に係る試験成績の作成指針等についても、所要の見直しということを随時やっております、実は今年の11月にその見直しを行ったところでございます。また、その施行というのは、今年の2月から施行したところでございます。

資料の方を3枚ほどめくっていただきたいんですが、そうしますと、表がでございます。この表は、農薬取締法の規定に基づき、申請者が提出すべき農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を取りまとめたものでございます。例えば、薬効に関する試験成績は、これは文字どおり適用病害虫等に対する薬効があるかどうかという、そういう試験成績でございます。

それから、薬害に関する試験成績といたしましては、ア、イ、ウとございますけれども、適用農作物に対する薬害に関する試験成績、また周辺農作物や後作物に対する薬害に関する試験成績がでございます。

毒性に関する試験成績としましては、アの急性経口毒性試験成績を初めとする、急性毒性に関する試験成績、それから少し下の方に行きますと、ケというところの90日間反復経口投与毒性試験成績、それから少し飛んで、セの1年間反復投与試験成績、発がん性試験成績、繁殖毒性試験成績、催奇形性試験成績、等々の毒性の試験、それから人畜だけではなく、ネというところがございますけれども、ネのところの水産動植物への影響に関する試験成績、それからその下のノの水産動植物以外の有用生物への影響に関する試験成績等々、あとハとヒのものもございますけれども、これらのものがございます。

残留性に関する試験成績といたしましては、農作物等への残留性に関する試験成績、それから土壌への残留性に関する試験成績等がでございます。

この表の中で、アンダーラインを引いたものがございますけれども、これが昨年11月に見直した際に追加した試験成績でございます。

また、表の方の右側に、GLP対象の有無という欄がございまして、GLPというのは、Good Laboratory Practice、これの略語でして、これは試験を実施する実施機関

自体が、試験を実施するときの試験手順、例えば試験動物に被検物質を投与するときに、どうやってえさを投与するか、あるいは各種いろいろ測定なりするわけですが、そういった測定結果のはかり方なり、あるいはまた記録の方法等を定めた試験手順を定めまして、試験実施機関自体が、試験を実施する組織とは別に、試験が適正に試験手順どおり行われているかどうかをチェックする組織をつくり、さらに国の機関の方でも、その実施機関が試験を適正に実施しているかどうか、それを査察する。これを行うことよって、試験成績の信頼性を確保するという制度でございます。

このうち、丸印がこの欄についている試験成績につきましては、GLP制度を採用しております。

なお、丸印のついていない試験成績につきましては、これは薬効とか薬害とか、作物残留とかいろいろございますけれども、これらにつきましては、都道府県の試験場等で実施しているところでございます。

もう一枚めくっていただきますと、これは毒性に関する試験成績及び残留性に関する試験成績の登録検査の試験項目の推移、これを取りまとめたものでございます。昭和23年、47年、59年、平成11年、平成13年と、だんだんに、この表にあるように検査項目、もちろん要求項目もふえているといったことをあらわしております。今後とも医学や毒性学の技術的進歩に応じて、必要な試験成績を求めていくこととしております。

以上でございます。

○分科会長 ただいまのご説明について、ご質問等あればお願いします。

農薬の毒性に関する試験は、大変膨大なものが要求されて、大変綿密な試験がされなければ登録がおりないという仕組みになっていますね。これは多分医薬にも負けないだけの、あるいは環境とかそのほかのものに対する影響も含めれば、医薬以上に厳しい毒性試験が要求されております。

○委員 海外での項目との比較というのは何か、欧米よりもこういう項目が多いというのがわかると説得しやすいんですが。何かの機会に、欧米の調査項目といいたしうか、登録、検査項目、こういうものがあるよというのを お示しいただけると、何か参考資料をお願いできたらと思うんですが。

○農薬対策室課長補佐 先ほどの横表に昭和23年とか、47年、平成13年2月とありますが、このうちの平成13年2月のところを見ていただきたいんですが、この中の10番の生体機能影響試験、これはいわゆる農薬を間違えて摂取したりしたときに、それがどういう臓器に影響があるかといったことを調べる試験でございまして、これは欧米では求めていない試験でございまして。これは日本独自ということで求めている試験でございまして。

あと、毒性試験につきましては、これはどこの先進国もついている試験成績というのは、これは同じということになります。それは農薬自体が日本だけで使われるということではなくて、海外、いろいろなところで、欧米でも日本でも使われるということで、おのおの評価されるわけで、やはりこの辺はOECD等も中心になって、データ要求のハーモナイズもされていますので、差異はないというふうに思っていて結構です。

あと、海外と比べたときの試験ということで、この環境への影響というところで、取り方がまだハーモナイズが、世界的にはまだ少しできていないといったところがあるかと思います。

○分科会長 それではよろしいでしょうか。

○委員 今のと関連はしないんですけども、慢性の農薬中毒の問題、これは非常に難しいと思うんですけども、昭和59年から、がんとか催奇形性、変異原性なんかもやられているようなんですけれども、こういうものはずっと続けて今やられているんですか。日本では文献的に外国に比べて非常に少ないという印象を、私は持っているんですけども、いかがでしょうか。

○農薬対策室課長補佐 これは農薬登録するデータにつきましては、先ほどGLP制度ということがありましたように、これらのデータというのは、すべて日本で作成ということではなくて、海外でつくられたものもちろん入っております。ですから、今登録になっている食用作物に、今環境省さんの方でつくられている基準とか、厚生省さんの方でつくられている残留内基準に定められているものにつきましては、こういう資料はすべてそろっております。

○委員 残留性に関して、今使われていない、例えばDDTとか、BHCとか、そういうものも今残留していることは明確にあるわけなんですけれども、何年前でしたか、農林省からの報告が今全然公表されなくなりましたね。実際自分たちではかつてみないとどのくらいあるかわからないというのが、現在の現況じゃないかと思うんですけども、これについてはいかがでしょうか。生体内残留の問題です。生体内残留はずっと残っておりますし、現在も、昭和43年でしたか、要するに使用禁止になっているんですけども、現在も生体に残っておりますし、母親の母乳からも出てきますし、初乳に多いということもわかっております。ところが、ずっと報告されていたんですけども、最近はそのような農林省とかそういう研究所の方からの報告がないんです。

○農薬対策室長 農林水産省では、母体とか、中の測定はしていないので、その部分は申し上げられないんですが、今おっしゃったような残留性のある有機塩素系の農薬は、昭和46年当時、販売禁止あるいは制限ということで、回収を行ったりとかやまして、当時大分回収して、ほとんど使用されない状況になっているはずですよ。

○委員 使用していないにもかかわらず残っているんです。ですから、これはどういうメカニズムかということとはよくわかりませんが、東南アジアとかそういうものか

らやってくるのかどうかは別として、実際にはかってみるとあるんですね。ずっと下がって、昭和60年ぐらいから大体プラットになっていますけれども、現在でもはかってみると残留していますし、初乳に多く出てくるというのは、私たちかなり問題ではないかと思っているんですけれども。

○委員 残留性のある有機塩素系のものですが、我々はいわゆる食品からの摂取量の調査というのを実際行っておりまして、ご存じのように、規制で使用禁止になってから、その摂取量というのは明らかに、格段に下がっている。ただし、わずかに摂取量としてはある。我々はその原因がどこにあるかと考えているんですが、日本ではほとんどないんじゃないか。やはり輸入食品にはどうしてもちょっと入ってくる。それは要するに外国では使っている。ご存じのように、いろいろディスカッションがありまして、どうしても使用せざるを得ない国があるというような、外国の条件がありますので、継続して入ってくるんじゃないかと、私はそういうふうを考えているんですけれども。

○委員 それでお願いなんですけれども、その残留性のあるものが入って現在日本に残っているということは事実ですので、これは行政の方としてもそれをちゃんと調査しておいて、公表していただきたいというふうに私は思うんですけれども。

○分科会長 私の発言する立場かどうかわかりませんが、この会は農水省の農業資材審議会ですので、今委員のおっしゃったことは、恐らく人間の健康に関する問題ですから、厚生省の方で調査をしたり、公表したりする事項ではないかという気がしますけれども。

○農薬対策室長 食品中の残留しているかどうかという、そういった調査については、厚生省の方でやってございまして、毎年年報みたいな形で出ていますので、そこで食品別に調べられます。

○委員 生体内残留は出していませんね。違っているのかもしれませんが、これは生体という問題では、みな住民の健康にかかわる問題なので、私は実際に医療をやっているものですから、非常に関心を持っているので、セクションが違ったとしてもぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○農薬対策室長 今回の件については、厚生労働省の方に相談してみますので。

○分科会長 それでは、大分時間も迫ってきましたので、引き続き、環境省より説明願ひます。

○農薬環境管理室長 お手元の資料の11の後半、(2)の中央環境審議会土壌農薬部会の設置等について、時間も押しておりますので、簡単にご説明いたします。

この紙の3枚ほどめくっていただきますと、中央環境審議会議事運営規則というのがございます。私どもの環境省も、省庁再編に伴いまして、まず組織自体もかなり変わっておりまして、私の農薬環境管理室というものも、今回の省庁再編に伴って新たに組織されたわけでございます。

また、中央環境審議会もこれを機会に再編されまして、この第4条部会というところに書いてございますが、13の部会に再編成されております。

さらに、もう2枚ほどめくっていただきますと別表というのがございますが、その中に、土壌農薬部会ということで、土壌環境の保全に係る重要な事項に関する事、それから農薬による環境汚染の防止に係る重要な事項に関する事、この2つに関して審議する部会が設置されております。

具体的には、前に戻りまして、中表紙の次のページに土壌農薬部会委員名簿がございまして、松本部会長を始め、ここに掲げられておりますような各専門の先生方にご審議していただく、こういう形になっております。

ただ、従前の土壌農薬部会に比べますと、何点か変更がございまして、周辺市街地土壌汚染対策も担当するというので、自治体の委員に入っていたこと、あるいは産業界からかなりの人数が入った、こういうことがございます。

それから、また先ほどの議事運営規則の2ページ目に、第9条専門委員会というものがございますが、部会は必要に応じ専門の事項を調査するため専門委員会を置くことができる。初回の部会におきまして、専門委員会の設置ということを行っております。具体的には、中表紙から数えて名簿を2枚ほどめくっていただきますと、専門委員会の設置についてというペーパーがございますが、先ほどご紹介いたしました健康及び生活環境保全に係る登録保留基準の設定等に関する審議を行っていただくということで、専門委員会を設置しております。メンバーは、1つ前のページになりますが、須藤委員長をヘッドにいたしまして、厚生省の黒川先生、その他、関係の先生方から構成される専門委員会を設置いたしましたところでございます。

以上、簡単でございますが、ご紹介いたします。

○分科会長 ただいまの説明について、ご質問等があれば、お願いします。

○委員 それぞれ農薬の、個別のものだけの審議だと思うんですけども、相互作用的なものの審議というのは、やられるところというのはどこかあるんですか。

○農薬対策室長 おっしゃっている意味は、農薬だけではなくて、化学物質全般ということでおっしゃっているんだと思いますが、今のところはないと思います。

○分科会長 今のご質問は消費者の立場で非常に不安な点だと思うんですけども、幾つか研究事例もありまして、名古屋市立大学の先生が、100ぐらいの農薬をA

DI値の何分の1かですと投与するという実験をしております、その結果、やはり現在設定されているADI値というのは非常に正しいと。それを100足してもただ単に足し算になるだけであって、それ以上の相乗効果はないというふうな研究報告がされております。

それでは、大分予定の時間が過ぎてしまったんですけれども、よろしければ、次に議事録等の取り扱いについて、事務局より説明願います。

○農薬対策室長 農業資材審議会議事規則、先ほどごらんいただきましたが、それによりまして、本会議で使用した資料のすべて、及び議事録は公開とする予定でおりますけれども、いかがでございましょうか。議事録は作成次第ご出席の皆様のごチェックをいただきます。それでよろしいということになれば、あとは公開ということでしたしたいと思います。

公開の方法は、先ほどの資料6の中にございましたように、具体的には農林水産省での閲覧、来られた方が閲覧できる形、あるいは農林水産省のホームページに掲載するというような形になります。

○分科会長 ただいまの説明について、ご質問等があれば、お願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局の案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○分科会長 それでは、これですべての議事が終了したところですが、全体を通しまして、何かご発言があれば、お願いします。

それでは、今後の農薬分科会の開催スケジュールについて、事務局から何かありますでしょうか。

○農薬対策室長 先ほど農薬中の有害物質の検査に関する小委員会 ということで提案させていただきましたが、その検討等を踏まえまして、次回もしも皆様のご都合がつけば、5月の下旬あたりを予定したいと思います。そのあたりでまた皆様のご都合をお聞きして、設定をさせていただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○分科会長 それでは、これをもちまして本日の分科会を終了したいと思います。少し予定の時間を過ぎましたけれども、それは皆様のご質問やご意見が活発に提出されたということで、本来の姿で、非常によかったのではないかと考えております。

本日はご多忙の中ご出席いただき、ありがとうございました。

午後 零時10分 閉会